

〈 別 添 2 〉

歯科診療報酬点数表関係（その1訂正）

【口腔内装置】

問 27 区分番号「I 0 1 7」に掲げる口腔内装置の留意事項通知（1）の「ト
気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置」を算定する患者
について、診療報酬明細書の「傷病名部位」欄の傷病名はどのように記載すれ
ばよいか。

（答）「気管内挿管時の口腔内装置必要状態」と記載する。

日本歯科医学会 歯科診療に関する基本的な考え方 正誤表

ページ	行	タイトル	誤		正
2	5	口腔機能低下症に関する基本的な考え方	医療ガーゼを舌下部に置き	→	医療用ガーゼを利用し

(平成 30 年 4 月 5 日訂正)